

広島市プレミアム付商品券事業 実施要綱
(令和8年4月22日 一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市プレミアム付商品券事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、市民及び加盟店が遵守すべき事項を定めることにより、適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「商品券」 紙商品券及び電子商品券の総称をいう。
- (2) 「紙商品券」 紙媒体で発行され、券面額の範囲で利用できる商品券をいう。
- (3) 「電子商品券」 スマートフォン用アプリケーションにより付与・管理される電子形式の商品券をいう。
- (4) 「購入希望者」 本事業の商品券の購入を希望する者をいう。
- (5) 「購入申請者」 本事業の購入申請を行った者をいう。
- (6) 「購入対象者」 本市の審査により商品券の購入資格を有すると決定された者をいう。
- (7) 「利用者」 商品券を実際に利用する者をいう。
- (8) 「事務局」 本市が本事業の事務を委託する者をいう。
- (9) 「加盟店」 本市の登録を受け、商品券の利用を受け入れる店舗その他の事業者をいう。

(事務局の役割)

第3条 本事業の円滑な運営のため、本市は、事業運営全体に係る事務について、必要に応じて事務局に行わせることができる。

(券種及び額面等)

第4条 商品券の内容は、次のとおりとする。

- (1) 名称 広島市プレミアム付商品券
- (2) 額面及び販売価格 1口1,500円（販売価格1,000円）とする。
- (3) 最小購入単位 紙商品券は5口単位、電子商品券は1口単位とする。
- (4) 使用期限 令和9年2月28日までとする。

(購入対象者)

第5条 商品券を購入できる者は、原則として、令和8年4月1日から申請日時点までの間に広島市に住民登録を有していた者、又は申請日時点で住民登録を有する者とする。

(購入限度等)

第6条 商品券の購入限度は、次のとおりとする。

- (1) 一次販売 紙商品券又は電子商品券のいずれかを選択し、1人につき10口までとする。
この場合、紙商品券は5口又は10口で購入するものとし、電子商品券は1口から10口までの範囲で購入するものとする。
- (2) 二次販売以降 一次販売の結果、残数が生じた場合は、本市が別に定める上限及び方法により販売する。

(再発行の不可及び免責)

第7条 商品券は、盗難、紛失、滅失、毀損、偽造その他の理由により再発行しない。

- 2 本市は、前項の事由又は天災地変、通信障害その他本市の責に帰さない事由により利用者等に損害が生じた場合であって、本市又は事務局の故意又は重過失によらないときは、当該損害について賠償の責を負わないものとする。なお、本市は可能な限り速やかに復旧又は代替手段の提供に努める。

(申請方法)

第8条 購入希望者は、専用ホームページ、アプリケーション、郵送又は窓口その他本市が認める方法により、購入申請を行わなければならない。

(提出書類及び補正)

- 第9条 購入申請者は、本市が別に定める方法により、申請書、本人確認書類その他必要書類を提出しなければならない。
- 2 申請に不備があるときは、本市は相当の期間を定めて補正を求めることができる。

(住民基本台帳照会等)

第10条 本市は、審査に当たり必要な範囲で住民基本台帳その他関係資料を照会し、又は購入申請者に対し資料の提出を求めることができる。

(代理申請)

第11条 代理申請の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 紙商品券 購入希望者の親族又は購入希望者の入所する施設の関係者等で、委任状その他本市が定める書類により関係性の確認ができる場合に限り認める。
- (2) 電子商品券 購入希望者の同姓同一住所かつ生計同一の親族による代理のみ認める。
- (3) 本市は、同一代理人による多数の申請その他不自然な申請が認められる場合には、当該代理申請を制限し、又は受理しないことができる。

(審査及び決定通知)

第12条 本市は、申請内容を審査し、購入対象者を決定する。

- 2 本市は、前項の決定に基づき、購入対象者に対し、購入可能口数、購入方法、購入期限その他必要事項を記載した決定通知を行う。
- 3 本市は、決定通知を郵送、電子メール、アプリケーション内通知その他本市が認める方法のいずれかにより行うものとする。

- 4 本市が前項の方法により決定通知を発した場合で、適切な宛先情報に基づき通常の到達が見込まれる方法により送付したときは、当該通知は発信の時点で到達したものとみなす。ただし、不達が判明したときは、第6項に定めるところにより再送又は代替手段による通知を行う。
- 5 購入希望者が複数の申請を行っているとき本市が判断した場合は、最初に申込みのあったもの以外は無効として取り扱う。ただし、購入希望者が申請内容を補正するために行ったと認められる申請については、この限りでない。
- 6 決定通知の不達が判明した場合は、再送又は代替手段により通知を行い、相当の申請・購入期間を付与する。なお、当該期間内に手続が行われなときは、購入資格は無効となる。
- 7 決定通知の再発行は行わない。ただし、本市がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
- 8 本市は、本人確認書類の提出、代理関係を示す書類の提出、その他必要な条件を付して決定することができる。

(抽選)

第13条 二次販売以降において、申請口数が発行口数を超える場合は、抽選により購入対象者を決定することができる。

(購入期限)

第14条 購入対象者は、本市が指定する期限までに商品券の購入手続を完了しなければならない。期限までに手続が完了しないときは、購入資格は無効となる。

(変更申請)

- 第15条 購入対象者は、住所、氏名、連絡先、代理人その他重要事項を変更するときは、速やかに本市へその旨を申し出なければならない。
- 2 本市は、前項の申し出内容に応じ、決定内容の変更又は決定の取消しを行うことができる。

(販売・交付)

- 第16条 商品券の販売及び交付は、次のとおりとする。
- 2 紙商品券については、本市の指定する販売窓口において購入対象者が現金を支払った後、当該窓口において商品券を交付するものとする。ただし、本市が認める場合は、郵送その他の方法により販売及び交付することができる。
 - 3 電子商品券については、クレジットカード決済又はコンビニエンスストアでの決済により販売を行い、決済完了後、本市が定める方法によりアプリケーション内への付与を行うことにより交付する。
 - 4 本市は、販売又は交付の際、必要に応じて本人確認又は代理人確認を行うことができる。

(利用方法)

第17条 商品券の利用方法は、次のとおりとする。

- 2 紙商品券は、冊子から切り離れた券面を加盟店に提示し、券面額の範囲内で利用するものとする。なお、購入金額が券面額を超える場合は、その差額について当該加盟店の定める方法に従い支払うものとする。
- 3 電子商品券は、アプリケーション内残高への付与を受けた後、加盟店において決済画面を提示する方法その他本市が定める方法により利用するものとする。
- 4 紙商品券の釣銭は支払わない。

(利用可能店舗)

第18条 商品券は、券種ごとに本市が定める利用方法に従い、加盟店において利用できるものとする。

(利用できない支払)

第19条 商品券は、次に掲げる支払には利用できない。

- (1) 出資や債務の支払（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）。ただし、本市が商品券使用可能店舗として認めた高齢者施設及び障害者施設等における施設利用料等で、本市が適当と認めるものはこの限りでない。
- (2) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達。
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（※一時預りを除く。）等の不動産に関わる支払。
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ（ポイントチャージ等を含む。）
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払。
- (8) 特定の宗教・政治団体に関わるもの及び公序良俗に反するもの。
- (9) 収納代行、各種納付書による支払、店内設置の券売機・収納機器による支払。
- (10) その他、本市が不適当と認めるもの。

(返品・返金の取扱い)

第20条 商品券で購入した商品の返品に当たっては、現金での返金を行わないものとし、同額の代替商品その他本市が認める方法により処理する。ただし、加盟店が、商品の破損状況、衛生上の理由、サービスの性質等から代替品との交換が適当でないと判断した場合は、この限りでない。

(禁止行為)

第21条 次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 商品券の転売、譲渡、交換又はこれらと同等の行為
- (2) 不正な手段による申請、購入又は利用
- (3) 虚偽の申請、架空・水増しの取引、自己取引（加盟店による自店での自己等のための換金目的利用を含む。）

(4) その他本事業の趣旨に反する行為

2 前項各号にかかわらず、次の行為は禁止行為に該当しないものとする。

- (1) 購入対象者の利益のために、家族又は介護・福祉支援従事者その他これに準ずる者が、対価を受けずに行う商品券による支払代行（代理利用）。
- (2) 購入対象者が死亡した場合において、当該購入対象者の相続人が商品券を利用する行為。

(失効及び無効化)

第22条 商品券は、使用期限の到来により失効する。

2 本市は、禁止行為が判明した場合その他不正の疑いが濃厚であると認めるときは、当該不正に関連する商品券の利用を一時停止し、又は無効とすることができる。

3 購入対象者が死亡した場合における商品券の利用については、第21条第2項第2号のとおりとし、未利用の紙商品券又は電子商品券の残高について、返金又は換金を行わないものとする。

(加盟店登録の資格)

第23条 加盟店として登録できる者は、消費者向けに物品販売又は役務提供を行う広島広域都市圏内の事業者であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- (3) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団、暴力団員その他これらと密接な関係を有する者
- (4) 同条例に基づく公表の対象となっている者
- (5) 本事業の目的に照らして不相当と本市が判断する者

2 前項に定めるもののうち、広島市内に店舗を有しない事業者が加盟店登録を申請する場合は、事業活動の性質上、広島広域都市圏ポイントサービスの加盟店登録が適当でないと本市が判断する場合を除き、原則として同ポイントサービスの加盟店登録を受けていることを要する。なお、当該登録は、本事業の加盟店登録の申請時点で完了していることを要しない。

3 広島市内に所在する加盟店は、原則として紙商品券及び電子商品券の双方を取り扱うものとする。

4 広島市外（広島広域都市圏内）に所在する加盟店は、電子商品券のみを取り扱うものとし、紙商品券は取り扱うことができない。

(加盟店登録の手続)

第24条 加盟店として登録を希望する者は、本市が定める方法により申請し、承認を受けなければならない。

(加盟店の遵守事項)

第25条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第19条に掲げる対象外の支払に商品券を受け入れないこと。

- (2) 紙商品券の二重利用を防止するため、商品券を確実に回収し、再利用できない状態とすること。
- (3) 換金請求を本市が定める方法及び期限内に行うこと。
- (4) 不正の疑いがある場合には、本市の調査に協力し、必要な資料を提出すること。
- (5) 本市が定めるマニュアル、掲示物、レシート記載、決済操作等の運用に従うこと。

(売上等報告)

第26条 本市は必要に応じ、加盟店に対し、利用件数、売上額、不正疑義の有無その他本市が指定する事項について報告を求めることができる。

(換金)

第27条 加盟店は、使用済商品券の換金請求を次の区分により行うものとする。

- (1) 毎月15日までに受け付けた請求分は、当月末日に入金する。
- (2) 毎月末日までに受け付けた請求分は、翌月15日に入金する。
- 2 第1項に定める締切日及び入金日が銀行の休業日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休業日を含む。）に当たる場合は、その直前の銀行営業日を当該締切日又は入金日とする。
- 3 最終換金請求受付日（紙商品券提出の期限）は令和9年3月15日とし、期限後に受領した商品券は換金できない。
- 4 加盟店が換金に要する手数料を負担することはない。

(登録取消し、返還等)

第28条 加盟店が本要綱に違反したとき、又は不正が認められたときは、本市は、加盟店登録の取消し、換金の留保若しくは不承認、返還請求その他必要な措置を講ずることができる。

- 2 前項に基づく措置は、事後に当該事実が判明した場合においても行うことができる。

(本市の調査権限)

第29条 本市は、商品券の不正取得、不正利用、転売その他本事業の趣旨に反する行為の疑いがある場合、利用記録及び取引記録等について必要な調査を行うことができる。

(損害賠償)

第30条 購入対象者又は加盟店が虚偽の申請その他不正行為により本市に損害を与えたときは、本市は当該者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(関係機関への情報提供)

第31条 本事業の適正な実施又は犯罪の予防・捜査のため必要があると本市が認めるときは、法令の範囲内で関係機関に情報提供することができる。

(紛争の解決)

第32条 商品券の利用に関し、利用者と加盟店との間で生じた苦情又は紛争は、当事者間で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。ただし、本市は必要に応じ、解決のための助言その他の支援を行うことがある。

(委任)

第33条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

(改正の施行期日)

2 第23条第2項の改正規定は、令和8年4月22日から施行する。

(改正の趣旨)

3 第23条第2項の改正は、事業活動の性質上、広島広域都市圏ポイントサービスの加盟店登録を受けることが困難な事業者が存在することを踏まえ、当該要件を原則としつつ、本市が適当でないと判断する場合には当該要件を適用しないことを可能とするために行うものである。